

入札告示に対する質問回答書

令和6年2月26日

業務の名称	告示第3号 令和6年度診療報酬明細書等二次点検等業務委託	
項目	質問	回答
仕様書 6 業務委託内容 (2)	①「一月あたりレセプト等件数で 3,000 件前後」とありますが、月平均の件数でしょうか。また、多い月、少ない月はそれぞれ何件程度でしょうか。 ②「資格取得月・喪失月における受診が資格の取得後、喪失前であるかを確認」とありますが、電算データの場合は国保総合システムにて受診日の確認が可能と思われますが、紙レセプト等で受診日が不明な場合の確認方法についてお示ください。 ③「返戻該当レセプト等」について、性別や生年月日の修正に関しても電話連絡を行う必要がありますでしょうか。 ④「返戻該当レセプト等」について、返戻事由や医療機関等への連絡内容の詳細についてお示ください。 ⑤「返戻該当レセプト等」について、医療機関が知り得ない情報(受診日以降の変更発覚、生保申請中情報など)に関しても電話連絡する必要がありますでしょうか。また、医療機関から断られた場合の対応方法についてお示ください。 ⑥電話連絡に関して不明点や医療機関からの問い合わせがあった場合の対応方法についてお示ください。	①月平均 3,294 件 (R6.2 処理分まで)、最も多かった月は R6.2 処理分 (R6.12 診療分) で 3,688 件、最も少なかった月は R5.4 処理分 (R5.2 診療分) で 2,750 件となっております。 ②国保総合システムで確認できない場合は、架電にて確認いただいております。 ③再度誤ったレセプト等を提出するのを防ぐため電話による連絡をお願いしております。 ④返戻事由は資格取得前・喪失後受診、被保険者相違、負担割合相違、負担限度額相違、一部負担額相違等を示しております。また、返戻内容はケースにより異なりますので、適時協議させていただきます。 ⑤受診日に医療機関が知り得なかった情報については当広域連合にて対応いたします。よって、医療機関からの返戻拒否等もないと考えております。 ⑥当広域連合にご連絡いただき、対応の指示を行います。対応困難と判断した場合は当広域連合が直接対応いたします。
仕様書 6 業務委託内容 (4)	「内容調査で得られた点数及び金額を集計し、報告する」とありますが報告については年に何回ほどを想定されておりますでしょうか。また、想定しているスケジュールがあればお示ください。	令和5年10月下旬～11月上旬頃に令和5年12月～令和6年8月診療分を対象とする中間報告と、令和7年1月下旬～2月上旬頃に令和5年12月～令和6年11月診療分を対象とする最終報告の年2回を想定しております。
仕様書 6 業務委託内容 (5)	①令和5年度は「重複・頻回受診者」も対象に含まれていたと思われますが令和6年度は重複服薬者のみの選定という認識で相違ありませんでしょうか。 ②多剤投与者は抽出対象ではございませんでしょうか。	①お見込みのとおり、令和6年度は「重複服薬者」のみを選定作業といたします。 ②令和6年度は、多剤投与者を抽出対象とはしていません。

仕様書 6 業務委託内容 (7)	①一連の業務に関しての実施回数及び年間スケジュールをお示ください。 ②提供される長寿健診情報について、提供頻度は毎月でしょうか。健診受診月ごとに提供されるものでしょうか。また、一度に提供される長寿健診のデータ数と医療機関数をそれぞれお示ください。 ③電話連絡を行うにあたり医療機関から算定基準を尋ねられた場合の対応方法についてお示ください。 ④医療機関への通知はされていますでしょうか。 ⑤納品方法についてお示ください。	①実施回数は年間 12 回となります。 ②提供頻度は毎月となりますが、健診データがない月は提供がないこともあります。また、医療機関が提出した時期によりデータ作成が異なりますので、健診受診月ごととはなりません。 データ数及び医療機関数については、各市町村にて健診実施の期間が異なるため明確な数字は示せませんが、参考として、健診受診件数は一月約 7,610 件、契約している医療機関は約 1,058 件となっております。 ③当広域連合にて対応いたします。 ④長寿検診においては各市町村が事業を実施しているため、市町村にて各医療機関へ周知をお願いしております。 ⑤エクセルデータにて提供をお願いしております。
仕様書 6 業務委託内容 (8)	①納品までのスケジュールをお示ください。 ②査定項目とありますが、対象レセプトのうち連合会や保険者にて査定された項目のみについて目視確認し振り分けを行うということでしょうか。 ③労働災害に該当するかどうかの判断基準については事例ごとにお示しいただけるのでしょうか。	①おおよそ依頼から 10 日程度を見込んでおりますが、依頼内容によっては、期間延長も可能としますので、その都度協議いたします。 ②お見込みのとおりです。 ③事例ごとにお示しいたします。
仕様書 6 業務委託内容 (9)	「その他付帯する業務」にはどのような業務がありますでしょうか。具体例をお示ください。	レセプト内容において、当広域連合で判断しかねる事例が発生した場合、専門的観点から調査・点検・査定・選定等の業務をお願いすることがあります。 そのような事例が発生した際は、その都度協議いたします。
仕様書 7	受託にあたり従事者名簿の提出は必要でしょうか。併せて提出の時期（令和 6 年 4 月 1 日付等）をお示ください。	従事者名簿は業務委託が開始される期日（令和 6 年 4 月 1 日）までの提出としております。また、従事者の変更があった場合は、その都度、新しい従事者名簿を提出していただくこととしております。
仕様書 8	自社による研修会について、実際のレセプト事例を見ながら研修会を進めたい場合、	個人情報保護の観点から、機密情報等取扱特記事項に基づき、点検用端末を仕様書

	履行場所に示されているレセプト点検室にて国保総合システムを利用して実施させていただくことは可能でしょうか。	業務内容以外で使用することは認めておりません。点検業務の向上を目的とし、仕様書にて示されている履行場所にて目的を明確にし、使用する場合には当広域連合に御相談ください。 また、使用する際は事前に実施日等を当広域連合へ報告し、履行場所以外への持ち出しは認められません。
--	--	--